

## 常滑市パブリックコメント手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、行政の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画等(以下「計画等」という。)の策定又は改廃に当たり、実施機関が案の段階で趣旨、内容等を公表し、市民等から当該計画等に対する意見の提出を受け、提出された意見に対する考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に通勤し、又は通学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策の計画、方針、制度の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 広く市民等が利用する施設の建設及び運営に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 市民等からの意見聴取の手続が法令等により定められている場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

### (計画等の案の公表)

第4条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

### (公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報とこなめ及び市ホームページへの掲載
  - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- 2 前項に定めるもののほか、報道機関への情報提供、ケーブルテレビでの放送その他の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、計画等の案を公表した日から1月程度の期間を設けて、意見の提出を受けるものとする。

- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。
- 3 意見を提出しようとする市民等へは、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）の明記を求めるものとする。

(意見の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び意見に対する実施機関の考え方を公表するものとし、計画等の案を修正したときは、修正の内容を公表するものとする。ただし、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）第6条に規定する不開示情報に該当するものは除く。
- 3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画等の実施状況について一覧表を作成し、指定する場所において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に策定過程にある計画等については、この要綱の規定に準じてパブリックコメント手続を実施するよう努めるものとする。